共生型小規模多機能ホームohanaサテライト勇崎

契約書

共生型生活介護サービス

富田ケアセンター有限会社

共生型小規模多機能ホーム ohana サテライト勇崎

利用契約書

（以下「利用者」という。）と富田ケアセンター有限会社（以下「事業者」という。）は、共生型小規模多機能ホーム ohana サテライト勇崎が利用者に対し提供する障害者総合支援法に基づく「共生型生活介護サービス」（以下、指定障害福祉サービス等という）について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第１条この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

(契約期間)

第２条この契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業者双方から申し出がない場合は、そのまま自動更新といたします。

(個別支援計画)

第３条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

２事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。

３事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも６ヶ月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

(事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

第４条 事業者は、下記の主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

（１）身体障害

（２）難病等対象者

(利用料金)

第５条利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定障害福祉サービス等

の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の１月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。
２利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。
３事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。
(利用料の支払い方法)
第６条 利用者は、前条第１項及び第２項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。
２事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者に送付します。
３利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者に支払います。
４事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。
(説明義務)
第７条事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。
(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)
第８条事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。
２事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
(緊急時の援助)
第９条事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
２前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及び

その保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)
第１０条事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。
（１）虐待の防止に関する責任者の選定
（２）苦情解決体制の整備
（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(秘密の保持)
第１１条事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
２事業者は、学校並びに他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。
(苦情解決)
第１２条利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
２事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。
３事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。
(契約の終了)
第１３条利用者は、３０日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
２前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。
（１）事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
（２）事業者が第１２条に定める（秘密の保持）に違反した場合
（３）事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
（４）他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
３事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、３０日間の予

告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
４前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。
（１） 利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を３ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

（２） 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

（３） 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（４） 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

（５） 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

（６） 利用者が連続して３ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して３ヶ月を超えて入院した場合
（７）利用者が死亡した場合。
(損害賠償)
第１４条事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
２事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。
３事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
（１） 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

（２） 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としな

い事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(協議事項)
第１５条この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法並びに障害者総合支援法等の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。
(その他)
第１６条今後障害者総合支援法の名称が変わった場合、法の内容に大幅な変更がなかった場合に限り本契約書の障害者総合支援法を新たな名称に置き換えることとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者及び事業者が各々記名捺印の上、各１通を保有するものとします。

年　　月　　日

〔事業者〕
住所　〒713-8115
岡山県倉敷市玉島道口２７５４番地１
事業者名　富田ケアセンター有限会社
代表者氏名　代表取締役　山中　祥 吉　印

〔利用者〕
住所
氏名　印
併記（児童の場合）

法定代理人として、利用者　が契約を締結することを同意します。

〔法定代理人〕住所
氏名